

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」
アプリケーション開発・運用業務委託に関する受託事業者の公募について
(プロポーザル説明書)

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルによる企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的と内容

本業務は、国の経済対策の交付金を活用し、継続する物価高に伴う市民生活の応援や地域経済の活性化のため、市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）（以下「ポイント」という。）の給付を行う予定である。

ポイントの給付に当たっては、スマートフォン等の専用アプリケーション（以下、「アプリ」という）を用いてマイナンバーカード（以下「カード」という。）による本人認証を行い、京都市民に対して1人につき5,000円相当分のポイント（1ポイントにつき1円相当）を給付、市内店舗（利用登録された店舗に限る。）（以下「加盟店」という。）においてポイントを利用可能とすることで、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

本業務は、上記事業実施のためのアプリケーション開発と当該アプリの令和8年度の利用及び保守管理を業務委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務（以下、本業務）という。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託内容

（別紙1）「「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約上限額

35,750,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 本契約においては、アプリ開発費に加え、履行期間中のアプリ利用料及び保守・管理経費を契約金額に含む。

※ 今回の地域デジタルポイント事業実施に当たって、上記以外に、マイナンバーカードの認証に係る手数料やポイントの給付に係る手数料等が発生する場合は、本契約金額

には含めず、見積書（様式5）及び経費内訳書（様式6）に示すこと。当該費用については、本市と別途契約のうえ支払うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

- (1) 次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）又はプライバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- ア 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者の場合
- (ア) 公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと
- (イ) 過去3年以内に国又は地方公共団体において類似事業の受託実績があること。
- イ 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者の場合
- 次の(ア)～(カ)に掲げる要件のすべてを満たすこと。
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
- (イ) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
- (ウ) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
- (エ) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
- (オ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (カ) 過去3年以内に国又は地方公共団体において類似事業の受託実績があること。
- (2) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、全ての事業者が上記(1)の参加資格を満たすこと。
- なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書等の提出時に「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務）に関する協定書」（様式7）を併せて提出すること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書を提出すること。

- (1) 募集要領等の配布
- ア 交付期間
令和8年2月13日（金）～3月2日（月）
- イ 交付方法
京都市ホームページ「京都市情報館」
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000350092.html>)上で交付する。
- (2) 参加表明書の提出
次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

(イ) 会社概要及び業務実績調書（様式3）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者について会社概要及び業務実績調書を提出すること。

(ウ) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）又はプライバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時（必着）

エ 書類提出先

「11 問合せ先及び書類提出先」のとおり

オ 提出方法

上記アの書類を上記エのメールアドレス宛に電子データを提出すること。

6 質問及び回答

(1) 留意事項

ア 本プロポーザルに関する質問は、（参考様式）質問票を参考に、期限内に提出すること。

イ 質問に対する回答は、質問者に関する情報は伏せたうえで、全参加者に対して一斉に公開する。

ウ 個別回答は行わない。

エ 回答内容は、本実施要領及び仕様書の一部として取り扱う。

オ 「質問票」を電子メールにより、「11 問合せ先及び書類提出先」に提出したうえ、電話で送達確認を行うこと。面談、電話又はFAXでの質問は一切受け付けない。

カ コンソーシアムの場合、代表幹事事業者からの質問のみを受け付ける。

(2) 質問期限

令和8年2月24日（火）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答

京都市公式ホームページ「京都市情報館」に回答を掲載する（令和8年2月26日（木）掲載予定）。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに応募する者は（別紙2）「市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

（1） 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）及び企画提案書記載事項確認書（様式4）

企画提案書は様式を任意とするが、次の項目に沿って作成すること。

「業務実施体制等」、「スケジュール」、「業務実績」、「市内経済の活性化」、「マイナンバーカードによる認証・不正対策等」、「UX／UI（市民目線での使い勝手）」、「ポイントの付与・使用に関する機能」、「加盟店側の操作等に関する機能」、「運用・管理機能」、「アプリの可用性・信頼性・堅牢性・冗長性」、「デジタルデバイド対策」、「アプリの将来の機能拡張性・ベンダー中立性」、「事業効果検証」

イ 参加資格を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ、以下の書類を提出すること。

- ・ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3か月以内に発行のもの）
- ・ 登記事項証明書（全部事項証明）（3か月以内に発行のもの）
- ・ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書（3か月以内に発行のもの）
- ・ （国税）直近1か年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
- ・ （地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式8）
- ・ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9）

ウ 見積書（様式5）及び経費内訳書（様式6）

エ 市民生活応援デジタル地域ポイント（仮称）給付事業」アプリケーション開発・運用業務に係る協定書（様式7）

※ コンソーシアムを結成する場合のみ。

（2） 提出部数

2部（原本1部、写し1部）

※ 作成要領において別途指示のあるものは、その部数を用意すること。

（3） 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時（必着）

（4） 書類提出先

「1.1 間合せ先及び書類提出先」のとおり

（5） 提出方法

上記（4）まで、郵送（書留郵便、レターパックなど到着確認ができる手段に限る）又は直接持参のうえ、上記（4）メールアドレス宛に電子データを提出すること。

（6） その他

失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 制約事項
 - (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
 - (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
 - (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
 - (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
 - (オ) 提出された書類は全て返却しない。

8 評価方法等

(1) 評価基準

提出書類について、(別紙3) 提案内容評価要領及び(別紙4)「提案内容評価表」に基づき、審査委員会が審査を行う。

(2) 書面審査

応募者が多数の場合は、企画提案書及び価格について書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する場合がある。

(3) プrezentation及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、令和8年3月6日(金)に京都市役所において、
プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

詳細は、別途通知する。

(4) 評価方法

ア 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する(予定)。

文化市民局地域自治推進室 区政推進担当部長

〃 担当部長(○)

〃 担当課長

文化市民局文化市民部文化市民総務課 文化市民総務課長

総合企画局デジタル化戦略推進室 デジタル化推進課長

※ (○)印は委員長

イ 審査委員会の公開・非公開

審査委員会は非公開とする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

審査委員会による審査の結果、全ての提案者の順位を決定し、総合得点が最も高い提案者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、評価の合計点の最も高い提案者に係る評価の平均点が60点（満点の60%）を下回る場合は、受託候補者を選定しない。

なお、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、審査、選定を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は書面をもって通知する。（令和8年3月11日（水）発送予定）

なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について本市との合意に至った場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意に至らなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

京都市情報館（<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-6-6-0-0.html>）において、参加した事業者及び評価点等を公開する。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、京都市との協議により決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、アプリの運用保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、アプリの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (6) 契約保証金
免除する。
- (7) 委託料の支払
受託事業者選定後、双方協議のうえ、決定する。
- (8) 進捗管理
本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。
- (9) 契約不適合責任
 - ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
 - イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。
 - ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
 - オ アからイまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

11 問合せ先及び応募書類提出先

京都市文化市民局地域自治推進室 デジタル地域ポイント給付担当

担当：佐藤、田端、仲井

所在地：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3015

E-Mail : dejipo@city.kyoto.lg.jp

